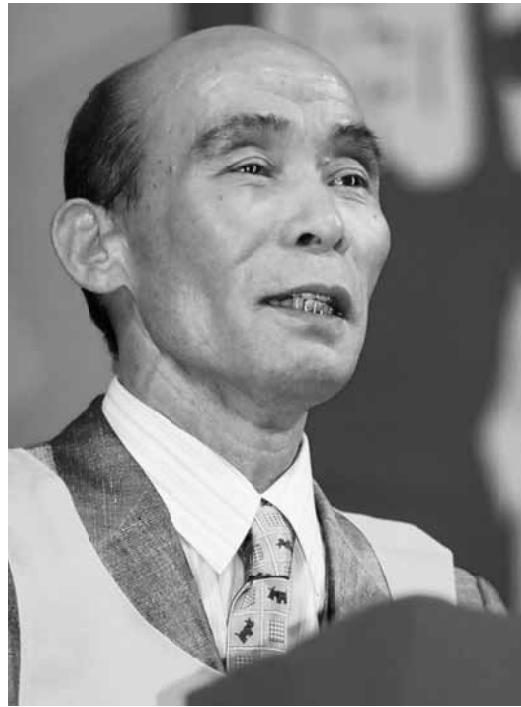


検察は無実の証拠を ぜんぶだせ!



狭山再審勝利を訴える石川一雄さん

検察庁が隠し持っている証拠の全てが明らかになつてはまさに狭山事件が「権力犯罪」として問われ、司法の危機に陥ってしまうことから、弁護団の再三の開示勧告要請にも応じず、騙まし討ち的な棄却決定をだしたことに断固抗議する。

私は打たれ強いので絶対に後に退くことなく今後も果敢に闘って参る決意でありますので、みなさんも第三次再審裁判闘争に一層のご支援下さいますようお願いいたします。

狭山第3次再審勝利へ 署名にご協力を!

部落解放同盟全国連合会

大阪府東大阪市荒本862-2 TEL 06-6787-3018 <http://www.zenkokuren.org>

狭山事件とは…

「生きた犯人をつかまえる」と
被差別部落に集中捜査

1963年5月1日、埼玉県狭山市で女子高校生が誘拐され家族に身代金を要求する脅迫状が届けられた。警察は、身代金引き渡し場所に姿を現した犯人を40人で包囲しながら、取り逃がすという大失態を演じた。

女子高生が遺体で発見されるや、国家公安委員長は、「脅迫状からして犯人は知能程度が低い土地の者」と断定。最重要参考人が自殺すると、「死んだ者に用はない。生きた犯人をつかまえる」と宣言。

「筆跡が一致」とデッチあげ逮捕

家が貧しく小学校にもほとんど通えなかった生活は、当時の部落の多くの青年の現実だった。警察はそこにつけこんだ。刑事が「協力する」といって、石川さんの腕をつかんで「アリバイ上申書」を書かせた。また、逮捕後も脅迫状を手本に何度も文字を書かせるなど、恐るべきデッチあげをおこなった。

裁判では1度もまともな事実調べもせず、1審で死刑判決、2審で無期懲役が確定。



差別糾弾闘争で警察のデッチあげ弾圧をうちやぶり無罪判決をかちとつた部落大衆と労働者(05年5月大阪)

石川さんは32年間も投獄され、94年の仮出獄いこうも「殺人犯」として警察や保護司に監視されるなか、再審を訴えています。05年3月、最高裁の第2次再審棄却決定に対しても「わたしの人間の尊厳をふみにじった裁判官たちは断じて許せません」と不屈にたたかっています。

権力犯罪徹底糾弾で勝利しよう!

2003年5月、大阪・寝屋川では、部落の青年が会社に労働災害の申請を要求したことに對して、警察は「恐喝罪」にデッチあげ逮捕しました。2005年5月、この裁判は完全無罪をかちとりました(下写真)。

水平社の時代には、「部落民であることをかくして結婚したことは誘拐罪だ」と、部落民を実刑にした高松差別裁判があった。水平社は、警察の弾圧をものともせず、全国行進で検察庁にせめのぼり、差別判決をとりけさせました。

いずれも差別糾弾闘争で勝利したのです。権力犯罪を糾弾し、検察庁、裁判所に自己批判をさせるたたかいで、狭山闘争に勝利しよう!

権力犯罪をかくしつづける検察庁糾弾!

部落青年をイケニエにした警察

「その作業は川越分室に移るまでさせられ、完成・未完成に係なく、私が書き写した物は全て、2本の鉄の棒に突き刺していたので、かなりの枚数があるはずですし、現在でも検察庁の未開示証拠の中に存在しているものと思います」(04年10月に石川さんが最高裁にだした訴え)。

石川さんがいう「その作業」こそ、警察が、部落差別ゆえに文字を奪われた部落青年を犯人にデッチあげた権力犯罪そのものです。

逮捕前に警察が石川さんに書かせた「アリバイ上申書」(ウラ参照)について、石川さんの父・富造さんは生前、つぎのように語っている。

「(一雄は字が)自分の名も満足に書けなかった。警察がうちに三晩つづけてきた。ほいで、『脅迫状』っていうのを出して、『見て書け』って言ったら(一雄は)書けなかった。『時間かけても書けねえじゃ、しょうがねえじゃねえか』と。ほいで、一雄にこれ(ペ

ン)をもたして、『じゅつぷうに書くんじゃねえか』て(手をつかんで)、書かせたんです」

被差別部落に集中捜査をかけた刑事は、石川さんが文字を書けないうことを逆手にとって、「脅迫状」に似せて書かせようとしたのです。

しかし、いくら腕をつかんでも、「脅迫状」の筆跡とまったく同じに書かせることなどできるはずがない。新鑑定が筆跡は一致しないと断定したのも当然です。こ

検察は無実の証拠をだせ!

「中田さん(被害者)の家に届けられた手紙を書いたとも言えども追及されました。私は当時、そんなものは書けませんと言いました」

が、聞いてくれませんでした」「調べがないからといって、私に休憩を与えた訳でなく、狭山署に居る間に『脅迫状』を写す作業をさせられていたのです。当時の私は、ただ取調官から『それをや

のめちやくちやな差別捜査を「正当な捜査」にみせかけ、裁判でもおしとおすためにおこなったのが、石川さんに何度も「脅迫状」を書き写させるといって「その作業」だったのです。



デッチあげた「筆跡」こそ、差別犯罪の動かめ証拠だ

れ」と言われれば、有無を言わず、その中身に関係なく拒否できないまま、書き写しました」(石川一雄さん)。

この「書き写しさせられた紙をはじめ、「つみあげると2〜3社になる」と、検察自身が認める未開示の証拠物が、今も検察の倉庫に保管されています。しかし検察は、それらのリストすら、「内部文書だから開示義務はない」と、開示拒否しつづけている。こんな扱いは狭山事件だけです。

「差別捜査糾弾!」「無実の証拠をぜんぶだせ!」…今こそ石川一雄さんとともにこの叫びを署名によせ、検察庁にぶつけ、第3次再審闘争をきりひらいていきましよう!



石川一雄さん

裁かれるべきはわたしの人生を奪った国家権力です

「部落民の私を犠牲に選んで、権力の威信回復をはかろうとした、まさに天人ともに許されない悪逆非道なやり方に鋭く批判をくわえ、国家権力の自己批判をせまります」